

主 文

- 1 被告らは、原告子に対し、連帯して、275万円及びこれに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告父に対し、連帯して、32万2150円及びこれに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 原告子及び原告父のその余の請求並びに原告母の請求をいずれも棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを59分し、その54を原告らの負担とし、その余を被告らの負担とする。
- 5 この判決は、原告ら勝訴部分に限り、仮に執行することができる。

10

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告らは、原告子に対し、連帯して、2200万円及びこれに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告らは、原告父に対し、連帯して、1312万5542円及びこれに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 被告らは、原告母に対し、連帯して、110万円及びこれに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、小学2年生であった原告子が、同級生であった、被告市を除く被告ら（以下「被告親権者ら」という。）の子ら（以下、被告A1・2（以下、併せて「被告A」という。他も同様にいう。）の子を「子A」、被告Bの子を「子B」、被告C1・2の子を「子C」、被告D1・2の子を「子D」、被告E1・2の子を「子E」といい、子Aないし子Eは被告ではないが、被告側の子という趣旨で、併せて「被告子ら」という。）からいじめを受けたことにより、PTSDにり患したと主張して、原告子、

25

原告父及び原告母（以下、原告父と原告母を併せて「原告父母」という。）が、被告親権者らに対しては、監督義務違反の不法行為（民法714条）に基づき、また、被告市に対しては、安全配慮義務違反の不法行為（国家賠償法1条1項）に基づき、原告子につき慰謝料等合計2200万円、原告父につき慰謝料や治療関係費等合計1312万5542円、原告母につき慰謝料等合計110万円及びこれらに対する不法行為の日の後である令和元年11月9日（被告らに対する訴状送達の日翌日）から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下、単に「民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（争いがない事実）

(1) 原告子は、平成27年度において、小学校（同年度において、原告子と被告子らが在籍していた小学校を「本件小学校」という。）の2年3組（以下「本件クラス」という。）に在籍していた。原告父及び原告母は、原告子の父母であり、原告子が成人するまで親権者であった。

(2) 子Aないし子Eも、平成27年度において、本件クラスに在籍していた。被告AないしEはそれぞれ、当時、子AないしEの親権者であった。

(3) 被告市は、本件小学校を設置・管理する地方公共団体である。

(4) 平成27年度当時の本件小学校の校長（以下「本件校長」という。）は、本件小学校において、平成27年度から平成29年3月まで校長として勤務していた。

(5) 平成27年度当時の本件小学校の教頭（以下「本件教頭」という。）は、本件小学校において、平成28年度まで教頭として勤務した後、平成29年4月から本件小学校の校長として勤務した。

(6) 平成27年度当時の本件クラスの担任（以下「本件担任」という。）は、平成27年4月に本件小学校に赴任し、本件クラスの担任として勤務していた。

3 争点及び争点に対する当事者の主張

(1) 被告子らの共同不法行為の成否（争点1）
（原告らの主張）

いじめに関する事実関係の主張は別紙2「事実関係一覧表」の「原告の主張」に記載のとおりである。なお、いじめ行為として主張する事実は青く着色されている（第18回弁論準備手続調書）。

本件は、被告子らが、原告子に対し、全員で、又は個々に入れ代わり立ち代わり、繰り返し、加害行為を行ったものである。このような継続的かつ執拗な攻撃は、明らかに、保護に値する原告子の人格的利益を侵害するものであり、被告子らに共同不法行為が成立する。

（被告親権者らの主張）

いじめに関する事実関係の主張は別紙2「事実関係一覧表」の各被告親権者らの欄に記載のとおりである。

原告が主張する被告子らの行為が不法行為を構成することは争う。

（被告Bの主張）

子Bの父、被告B及び子Bは、平成28年3月27日、原告らの自宅を訪問し、原告らに対し、謝罪をした（乙B1、2）。よって、これにより原告らから子Bの行った行為について宥恕又は謝罪の受け入れがあったといえ、実質的な違法性は事後的に消失している。

(2) 被告親権者らの監督義務違反の成否（争点2）

（原告らの主張）

親権者は、原則として子供の生活関係全般にわたってこれを保護監督すべきであり、少なくとも、社会生活を営む上での基本的規範として、他人の生命、身体に対し、不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に着けさせる教育を行って、子供の人格の成熟を図るべき広範かつ深遠な義務を負うものであって、たとえ、子供が学校内で行っている行為であっても、それが他人の生命及び身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の行為である場合には、親権者が上記内容の保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、子供の行

為により生じた損害を賠償すべき責任を負担する。

この点、被告親権者らは、日頃より被告子らの監督を十分にしていた、学校から情報提供がなかったためにいじめがあると気付くことはできなかったなどと主張するが、このような指導をもって上記保護監督義務を尽くしたとはいえない。

5 (被告親権者らの主張)

被告親権者らは、被告子らに対する監督義務を尽くしていた。

また、学校における子の態度や言動については学校から連絡を受けない限り知りようがないところ、被告親権者らは、本件担任から被告子らが原告子をいじめ
10 ていると連絡を受けたことはなく、被告親権者らが監督責任を果たすべき予見可能性はなかった。

よって、被告親権者らについて監督義務違反はない。

(3) 被告市の国家賠償法1条1項の責任の有無（争点3）

(原告らの主張)

学校の教員には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する生活関係に
15 おける児童の安全の確保に配慮すべき義務があり、特に、児童の生命、身体、精神、財産等に大きな悪影響ないし危害が及ぶおそれがあるようなときは、そのような悪影響ないし危害の現実化を未然に防止するため、その事態に応じた適切な措置を講じる一般的な義務がある。

ア 本件担任の安全配慮義務違反

20 (ア) いじめ発覚前

本件担任は、担当するクラスにおいて、児童間のトラブルや、いじめの存在
が疑われる場合には被害者たる児童等の心情に寄り添い、その意向を確認し
た上で、速やかに事実関係を明確にする必要がある。その上で、対処すべきい
じめが確認された場合には、今後の被害を防止するため、加害児童らに必要な
25 指導を行う義務がある。また、他の教職員や管理職にも情報を共有し、組織
的な検討及び役割分担等を行って必要かつ適切な措置をとるべきである。さ

らに、児童らの保護者に情報共有することも必要である。

本件においては、原告子に対していじめ行為が行われていることを認識しつつも「遊びの延長だ。」と思い込むようにして、見て見ぬふりをしており、原告子が本件担任に助けを求めても、本件担任は「やめなさい」と声をかける程度で、それ以上の対応をしなかった。また、本件担任は、被告子らによる原告子に対するいじめ行為の存在や、本件担任が本件クラスの児童らの対応に苦勞していたことについて原告父母にも被告親権者らにも伝えることはせず、いじめの存在について他の教職員や管理職に報告して支援や助言を求めることもしなかった。

このように、本件担任は、被告子らによる原告子に対するいじめの存在を認識しており、これが繰り返されれば原告子の生命・身体に対する安全が脅かされることも当然予見可能であったにもかかわらず、事実確認を行う、被告子らへの指導を行う、原告父母及び被告親権者らに対して連絡をする、他の教職員や管理職に報告するといった安全配慮義務を果たさなかった。

(イ) いじめ発覚後

本件担任は、いじめ発覚後も、原告子や被告子ら、周辺児童から事情を聴き、被告子らに適切な指導を行ったうえで、原告父母、被告親権者ら、学校内で速やかに情報共有を行い、いじめによる被害が拡大しないよう、必要かつ適切な措置を講じるべきであった。

しかし、本件において、本件担任は、自らのクラス運営がうまくいっていないことを隠ぺいするために、教務必携を廃棄し、原告父母に対して、いじめはなかったと述べ、本件担任が認識していた事実の情報共有や、不登校といったその後のいじめ被害を拡大させないための効果的な指導、必要な措置を講じることをしなかったのであり、かかる本件担任の対応は安全配慮義務違反であることにとどまらず、あえていじめの事実を隠ぺいしたという点で誠実義務に違反する。

イ 本件校長の安全配慮義務違反

5 本件校長は、本件クラス全体が落ち着きのない状況であったことを把握していたのであるから、管理職として、クラス運営に問題がないか、児童の様子に問題はないかについて、適切な情報把握と指導に積極的に勤める安全配慮義務があるにもかかわらず、漫然とそれをしないまま状況を放置し、原告らからいじめの事実を知らされるまでいじめが起こっていることを把握していなかった
10 のであり、安全配慮義務違反がある。

ウ 以上の本件担任及び本件校長の安全配慮義務違反及び誠実義務違反により、
10 被告子らによる原告子に対するいじめは放置された。仮に、本件担任及び本件校長が上記義務を果たしていれば、原告子が不登校になったりPTSDを発症するような被害の重大化は防ぐことができた高度の蓋然性がある。したがって、被告市は国家賠償法1条1項により、原告らが被った損害を賠償する責任がある。

(被告市の主張)

15 被告市のいじめに関する事実関係の主張については、別紙2「事実関係一覧表」に記載のとおりである。

20 本件担任が、被告子らと原告子との関係における双方向性が崩れ、一方的な行為になっていると思うようになっていたため、管理職に報告して情報を共有するなどして組織的に対応するべきであったにもかかわらず何らの対処もしなかったことは認めるが、その余は争う。

また、いじめ発覚後に本件担任が虚偽の報告をしたことが不適切な行為であることは否定しないが、そのこと自体は安全配慮義務違反の問題ではない。さらに、原告らの主張する誠実義務についてはその根拠が明らかでなく具体性にも欠けることから直ちに認めることはできない。

25 (4) 原告子の精神障害の発症の有無 (争点4)

(原告らの主張)

原告子は平成28年4月26日、福井市内所在のあすわクリニックを受診し、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」と診断された（甲B1）。

被告らは、ICD-10及びDSM-5の診断基準を引用し、原告子が体験したいじめはその基準を満たさないと主張する。しかし、ICD-11には従来のPTSDとは別に複雑性心的外傷後ストレス障害が正式採用されており、この診断基準の中では、ストレス要因として逃げるのが困難な驚異的な出来事に連続的にさらされることが挙げられている。そして、このような出来事には学校内のいじめも含まれると解されている。原告子が受けたいじめの内容及びその後の原告子の状況からすると、原告子は複雑性PTSDの診断基準を満たしている。

（被告らの主張）

否認し、争う。原告子がPTSDに罹患した事実はない。

(5) 原告らに生じた損害の有無及びその額（争点5）

（原告らの主張）

原告らに生じた損害及びその額に関する原告らの主張は別紙3「損害一覧表」に記載のとおりである（その損害費目欄の各「訴状損害一覧表」は別紙4の各損害一覧表（原告らの準備書面(7)の抜粋）に修正されている。）。なお、損害費目ごとの内訳についての主張は別紙4のとおりである（原告父が別紙4の損害一覧表①ないし⑨の内容を補足説明した陳述書は甲B30である。）。

（被告らの主張）

原告らに生じた損害及びその額に関する被告らの主張は別紙3「損害一覧表」に記載のとおりである。

（被告Aの主張）

原告子は、医師より「心的外傷の原因とされるものから時間・距離をおくことが症状鎮静化に必要な状態と考えられる」（甲B1）との診断を受けながらも、原告父母とともに積極的に被告子らに接触をしており、原告らが主張する心的外傷に関する損害は、被告子らの行為と相当因果関係を欠く。

(被告Bの主張)

子B、子Bの父及び被告Bは原告らに対して謝罪したのであり、これによって、原告らに生じた精神的苦痛は相当程度慰謝されており、特に、子Bが関与した行為によって原告らに生じた精神的苦痛は被告Bに損害賠償義務を生じさせるほどには残存していない。

5

(被告Cの主張)

平成27年5月に被告子らを含む児童複数名が原告子を追いかけた事実については、被告C1は子Cを連れて、原告らの自宅を訪れ謝罪し、原告らにも宥恕の意思があったことから、この事実については原告らに損害が発生していない。

10

(被告Dの主張)

原告父母は、原告子の様子等から、原告子がいじめ行為を受けていることに気づき、損害拡大を防止することができたはずであったにもかかわらず、原告父母は平成28年3月19日までこれに気付かなかった。よって、原告父母には、原告子がいじめ行為を受けていることに気付かなかった過失が認められ、被害者側の過失として、5割の過失相殺がされるべきである（民法722条2項類推適用）。

15

また、原告子が主張するいじめ行為が立証されていないにもかかわらず、原告らは、原告子が受けたいじめ行為についてテレビや新聞に報道させたり、ブログにいじめ行為の内容を記載したりしている。これらには実名は記載されていないものの、近隣の者が読めば本件についての報道であると気付く内容となっており、被告Dはすでに社会的制裁を受けている。よって、損害の公平な分担の観点から、被告Dはこれ以上の損害賠償責任を負わない。

20

(被告D、被告市の主張)

被告市は、独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間で災害共済給付契約を締結しているところ、同振興センターは令和2年10月頃、原告父に対し、原告子にかかる医療費として、合計4万3000円の災害共済給付をした。よって、上記金額については損害たる治療費と損益相殺されるべきである。

25

(6) 消滅時効の成否（争点6）

（被告親権者らの主張）

原告らは、遅くとも原告子や被告子らからの聞き取り調査が相当程度進行し、原告子が主張する被害内容が具体的に整理された平成28年5月頃には被告親権者らに対する損害賠償請求をすることが可能な程度に損害及び加害者を知っていたといえる（被告親権者らが主張する消滅時効の起算点にはばらつきがあるが、ここでは最も遅い時期の主張を摘示した。）。それにもかかわらず、原告らが本件訴訟を提起したのは令和元年10月11日であり、消滅時効が完成している（民法724条）。よって、被告親権者らは消滅時効を援用する。

（原告らの主張）

民法724条にいう「損害および加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味し、同条に言う被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実に認識した時をいうと解されている。

原告父母は原告子本人ではないから、学校内で行われたいじめの全容たる事実関係を提訴日の3年前である平成28年10月11日までの間に知る事ができず、よって、原告子が受けた損害の全体像も把握できなかった。また、原告子は甚大な精神的苦痛を受け、長期の心理的ケアを受けていた。このように損害は継続し拡大している状況であったのであり、原告父母として損害の全体を確定的に把握することはできなかった。

以上によれば、提訴日の3年前である平成28年10月11日の時点で、加害者に対する損害賠償請求をすることが可能な程度に損害及び加害者を知っていたとはいえない。

第3 争点に対する判断

1 認定事実

前記第2、2「前提事実」並びに証拠（甲A4、5、8ないし10、乙A13、1

5、乙C2、16、19、乙D3、乙E1、乙F8、11、12、37、43、44、
証人本件担任、証人本件校長、証人子A、証人子C、原告子本人、原告父本人のほか
後掲のもの〔下記認定に反する部分を除く。冒頭記載の証拠についても認定証拠の
末尾に網羅的ではないが、関連の強い証拠を記載した部分がある。なお、特記しな
い限り枝番がある書証は枝番を全て含む。〕及び弁論の全趣旨によると、次の事実
5 が認められる。

(1) 平成27年度における本件クラスの状況等

ア 本件担任は、平成22年4月に小学校教諭になり、初任者として赴任してい
た前任校において、学級における児童指導上の課題を抱え、学級経営に自信が
10 持てない状態であったが、平成27年4月に本件小学校に赴任し、本件クラス
の担任になった。

イ 本件クラスは、男女ともに活発な児童が多かったが、夏休み明け頃から次第
に本件担任の指示を児童が聞かないようになり、休み時間中に喧嘩等のトラブ
ルも多くなり、児童が授業中に席を立つなど集中しない状態になってきた。

平成27年度の後期に入ってから、授業中に加え、それ以外の給食の配膳の
15 時間帯や、本件担任のいない時間帯にもふれあい補助員（児童らに声掛けする
などしてサポートする職員）が本件クラスに配置された。また、同年度の冬休
み前には他の教員も空き時間に本件クラスを見回るようになり、児童の喧嘩を
止めたりしたこともあった。これらの対応により、授業中にはある程度落ち着く
20 ようになったが、休み時間中の喧嘩は続いており、本件担任は特に男子児童を
まとめることが難しく（本件担任にとって対応が難しいと感じる児童が複数い
た。）、クラス運営に困難を感じる状態が続いた。

(2) 原告子と被告子らとの関係及び原告らが主張する被告子らの行為について（後
記2(1)及び(2)で事実認定の補足説明をした。なお、事実関係一覧表の被告ら主張
25 欄のとおり、被告らの一部（特に被告市）は、原告らが主張する被告子らの行為
について一部認めている部分がある。）

ア 原告子は、被告子らと友達であったが、特に子Aと仲が良かった。

平成27年12月後半頃までは、原告子は、他の児童にちょっかいを出したり、子Aとあだ名で呼び合ったり、喧嘩して他の児童と殴り合ったり、追いか
5 け合ったり、うつ伏せの状態の体に互いに乗っかり合うなどしていたほか、子
Cが他の児童に追いかけられ捕まって叩かれて泣かされる出来事に追いかける
側として加わったこと（同年11月。甲A5〔3頁〕）、子Cに嫌いと言ったこ
と（同年11月。これにより子Cが原告子から仲間外れにされたとして家で親
の前で号泣した。乙C5、6）もあった（甲B19、乙A14）。

平成27年12月後半までの原告子と被告子らとの関係性に照らすと、原告
10 らが主張するこの頃より前の被告子らの行為（時期が特定されておらず、平成
27年12月後半以降の行為であると認めるに足りる証拠がないものも含む。）
は、仮にそうした事実があったとしても、不法行為を構成するとは評価できな
い。

イ 平成27年12月後半以降、平成28年3月中旬までの間、被告子らの原告
15 子に対する以下の行為等が主に本件小学校の教室や廊下で行われることが増え
ていったが、原告子が被告子らにやり返すことはなくなっていき、暗い表情で
黙って耐えている様子が見受けられた。

（ア） 子Aが1人で、子Bが1人で、又は子Aと子Bが2人で原告子の上に乗
る（証人本件担任〔調書66頁〕によれば、本件担任は、下になる児童が手と
20 膝をついて四つん這いになる場合とうつ伏せ（腹這い）の状態になる場合が
あると証言しており、以下、特に区別せず「原告子の上に乗る」という。）こ
とを繰り返していた。子A、Bと共に子C、D、Eが原告子の上に乗ること
もあり、こうした行為は繰り返し行われた。子Aが原告子の上に馬乗りにな
り、「お前は俺のおもちやだ」と言ったことがあった（乙F12、18、37）。

（イ） 子Aが1人で、子Bが1人で原告子を叩いたり、蹴ったりしていた。子
25 A、子B、子Cの3人で、子A、子C、子Eの3人で、被告子ら5人でそうし

ていることもあった。こうしたことは繰り返し行われていた。

(ウ) 子Aと子Eが原告子の髪を引っ張ったことがあった(平成28年1月頃)。

(エ) 子A、子C、子Eが原告子のあだ名等を言うことがあった。

(甲A4、また、甲A1、3はいずれも後記2(2)エに記載の限度で認定に供した。)

5 ウ 平成28年2月、本件クラスの授業において尻揚げをした際に、原告子が尿を漏らしてしまい、それを知った子Aが他の児童もいる前で原告子を転ばし、子Aと子Bが原告子の上に乗る、子Bが原告子のズボンとパンツをずらした(尻が一部見える程度で完全に脱がせてはいない。原告子〔調書15頁〕)。(甲A4の2、乙F8、12、乙E1。原告子は、平成28年3月の臨床心理士との面接
10 時からパンツも脱がされたと説明しており(乙F8)、子Bも同月の本件小学校の聞き取りの際にその出来事を認めるかのような説明(どこまで詳細に認めたかは不明)をしていること(甲A4の2)等から、関係証拠によって上記のとおり認定した。)

15 エ 上記ウと同じ日、子A及び子Dが、原告子の作成した尻を壊すという出来事があったが、これが意図的にされたことを認めるに足りる証拠はない(子Aは意図的に壊したことを否定しているところ(乙A15、証人子A〔調書73、80頁〕)、原告子の説明は、当初は持っていた尻を引っ張られたというものであったが(甲A3〔19頁〕。乙F8、12の段階の説明では具体的な態様は不明だが、少なくとも、尻を踏みつけられたという説明ではない。)、床にあった
20 尻を何度も踏みつけられたというものに変遷しており(原告子〔調書15、114頁〕)、これによって意図的に壊されたことを認定できない。)

オ 平成28年3月、子Aは、子Bから原告子が動物学者になりたい夢を持っていることを聞いたが、原告子に対し、原告子が動物学者になれない旨発言した(乙A15、乙F37〔5頁〕、証人子A〔調書49頁〕。なお、子Bが子Aに対し、原告子が動物学者になる夢を持っている旨を伝えたことが不法行為に該当
25 することを基礎付ける事情は認められない。)

カ 平成28年3月、学級全体で集合写真を撮った際に、子A、子D及び子Eが、原告子を押さえつけて原告子が写真に写らないようにしたことを認めるに足りる証拠はない（原告子の供述は曖昧であるし〔調書18、89頁〕、甲A5は伝聞であって、これらの証拠から認定はできない。）。

5 キ 平成28年4月、原告子及び被告子らが第3学年に進級した後、子Cは、原告子が子Cからいじめられたと主張していることに不満もあり、原告子がいないところで女子児童に対し「あいつ（原告子）殴りたいわ」と発言した。その女子児童から、子Cがそのような趣旨の発言をしたことが原告子に伝わった（乙C16、証人子C〔調書11、19、27、58頁〕。もっとも、子Cが原告子
10 に上記発言が伝わることを予期して発言したことを認めるに足りる証拠はなく（証人子C〔調書58頁〕参照）、子Cの上記発言が不法行為に該当することを基礎付ける事情は認められない。）。

ク なお、原告子は、平成28年3月29日時点で1番嫌だったことは同年2月に動物嫌い等とからかわれたこと、2番目に嫌だったことは同月の凧揚げの際、
15 ズボン等を脱がされ、凧を折られたことを挙げていた（乙F8）。

(3) 本件担任及び本件小学校の対応

本件担任は、上記(2)イの状況を見かけることも多く、遊びとしてはやや一方的で少し度が過ぎているのではないかと思うようになったが、いじめであるとまで認識せず、原告子及び被告子ら以外の対応の難しい児童の喧嘩等の対応に追われていたため、上記の状況にあることを見かけた際に被告子らにやめるように注意
20 することもあったものの、特に対応しないこともあり、十分な対応をしなかった。また、本件担任は、上記の状況を同学年の教員や本件校長、本件教頭等の管理職と共有することはなく、本件小学校全体として、特段の対応はされなかった。また、本件担任は、上記の状況を原告父母及び被告親権者らに連絡することもな
25 かった。（乙F43、証人本件担任〔調書61、69、75頁〕）

(4) 原告らによるいじめの訴えと本件担任の説明の変遷等

ア 平成28年3月19日、原告子が、家族と福井県の祖父母宅を訪れている際に、祖母に対し、突然、泣きながら学校でいじめられていると伝え、原告父母もかかる事実を知るに至った（甲A5）。

イ 本件小学校は、平成28年3月20日に原告母から原告子がいじめを受けている旨の連絡を受け、原告母からの報告において名前が挙がった児童らへの聞き取り、本件クラス全体の児童らへの聞き取り等の調査等の対応を始めた（乙F10）。なお、原告らが同月20日以降に受けたと主張するいじめ行為について不法行為であるとは認められない（上記(2)キ）。

ウ 原告子は、平成28年4月に第3学年に進級した後、同月18日から不登校になり、小児科に通院したりした（その後、平成30年の2学期から私立小学校に転校し、通学を開始した）。

エ 本件担任は、本件小学校の調査において、当初、被告子らの原告子に対する行為が遊びとしてはやや一方的で少し度が過ぎていると感じていたこと（上記(3)）は隠しており、一方的ないじめはなかった旨説明していた。本件担任は、被告Aに対しても、一方的ないじめはなかった、双方の喧嘩、小競り合いはあったなどと報告していた（乙A1、16）。平成28年9月に行われた教育委員会の職員を交えた聞き取り調査でも、原告らがいじめとして主張する各行為について、ないと言い切れるものはないと思うというような曖昧な説明をし、教育委員会の職員から思い出す努力をするように促されていた（乙F17）。

オ 本件担任は、平成28年秋頃、原告子に対するいじめ問題について、責任を問われたこと等の職場でのストレスによりうつ状態と診断され、休職した。

カ 本件担任は、平成29年に復職した後、本件小学校において再発防止に向けた振り返りとして管理職や他の教職員から事実関係や当時の本件担任の認識について聞き取り調査を受け、同年12月26日付けで甲A4号証を作成した。

甲A4号証には、上記(2)イで認定した被告子らの具体的行為の大部分やそれらが一方的なものであったこと等が記載されているほか、当時、本件担任がそれ

らの行為を原告子に対するいじめであったと認識していたが、見て見ぬふりを
して対応しなかった旨が記載されている。(乙C15、F13ないし16)

(5) 被告市によるいじめ重大事態調査等

5 ア 原告父母は、平成28年10月25日、いじめ重大事態調査組織(第三者委
員会)の設置を申し入れ、市のいじめ防止対策調査会(以下「本件調査会」とい
う。)により同年11月9日にいじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる調
査が開始された。

10 イ 本件調査会は、一旦平成30年2月13日付けの調査報告書(甲A1)を作
成したが、原告父母から甲A4号証の本件担任の説明が反映されていないこと
等の不服を受けて(甲A2)、被告市の市長の指示により追加調査を実施し、平
成30年12月10日付けの調査報告書(甲A3)を作成した。上記各調査報
告書は、いずれも原告子が訴えた事実の相当部分をいじめ防止対策推進法第2
15 条第1項において規定される「いじめ」(児童等に対して、当該児童等が在籍す
る学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う
心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるもの
を含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じている
もの)であると認定した。

(6) 原告子の心身の状況等

20 ア 原告子は、平成28年4月23日、福井市内のあすわクリニック小児科を受
診した(甲B19)。

25 イ あすわクリニックの医師は、平成28年4月26日、原告子について「心的
外傷後ストレス障害(PTSD)」と診断するとともに、診断書において「学校
における対人関係(対児童、教員)に起因すると考えられる上記疾患を発症し
ており、心的外傷の原因とされるものから時間・距離をおくことが症状鎮静化
に必要な状態と考えられる。」などと記載した(甲B1、19)。

ウ 原告子のあすわクリニックへの通院期間は、平成28年4月23日から令和

元年9月8日までであり、実通院日数及び通院日は、以下のとおりである（甲B2、19）。

・平成28年度中（小学3年生）・・・14回

5 平成28年4月23日、同月26日、同年5月9日、同月30日、同年6月11日、同月25日、同年7月23日、同年9月10日、同年10月8日、同月22日、同年11月12日、同年12月3日、平成29年1月28日、同年3月11日

・平成29年度中（小学4年生）・・・4回

10 平成29年5月20日、同年7月15日、同年8月21日、同年9月18日

・平成30年度（小学5年生）・・・4回

平成30年5月19日、同年6月15日、同年10月20日、平成31年3月10日

・平成31年度（令和元年度・小学6年生）・・・1回

15 令和元年9月8日

エ 原告子は、あすわクリニックにおいて、平成28年9月10日には調子がよい状態であるなど症状の変動はあったものの、以下のような症状等を訴えた（甲B19）。

20 (ア) いじめられたことを思い出すと頭が痛くなったり倒れたりする。（平成28年4月23日（甲B19の診療録の日付。以下同じ。））

(イ) つらい時に気絶することが多い。お腹が痛い。倒れると狂暴になり人を殴ったりする。（平成28年5月9日）

(ウ) 夜眠れない。吐き気がある。胸がピリピリ刺さるような痛みがある。（平成28年5月30日）

25 (エ) 吐き気がする。倒れることがある。（平成28年6月11日）。

(オ) 腹痛や気持ち悪さがあるが倒れることはない。悪夢を見る。（平成28年

10月8日)

(カ) 頭痛、腹痛はまだよく起こる。悪夢を見る。(平成28年12月3日)

(キ) 血便が出る。腹痛や下痢、頭痛、吐き気がある。(平成29年1月28日)

(ク) 下痢や血便が続いている。失神は減ってきた。(平成29年3月11日)

5 (ケ) 下痢、腹痛、吐き気などが続いている。しかし、夜は眠れるようになり、
悪夢も見なくなってきた。外に出ることも多くなってきた。(平成29年9月
18日)

(コ) まだ悪夢を見る。(平成30年3月11日)

10 (サ) 始めは授業中泣き出したり、帰ってぐったりしたりしていたが、学校は
楽しい。血便が止まった。(平成30年10月20日)

(シ) 学校は楽しいしもう大丈夫と自信をもって答えた。(令和元年9月8日)

オ 原告子は、原告父の知人の紹介により、平成29年2月以降、栃木県那須塩
原市にある、くわのみ臨床心理相談室に通った。

15 あすわクリニックにおいて行われたのは小児科医師による小児特定疾患カウ
ンセリングであるのに対し、くわのみ臨床心理相談室において行われたのは、
臨床心理士による臨床心理面接である(乙F18)。

カ 原告子の、くわのみ臨床心理相談室への通所期間は、平成29年2月26日
から平成30年8月11日までであり、通所日数及び通所日は、以下のとおり
である(甲B24の1ないし26、乙F18)。

20 ・平成28年度中(小学3年生)・・・4回

平成29年2月26日、同年3月4日、同月19日、同月26日

・平成29年度中(小学4年生)・・・20回

25 平成29年4月2日、同月9日、同月23日、同月30日、同年5月7日、
同月21日、同月28日、同年6月4日、同月18日、同月25日、同年7月
2日、同月16日、同月23日、同月30日、同年8月20日、同月27日、
同年9月3日、同年10月1日、同月29日、同年11月20日

・平成30年度中（小学5年生）・・・2回

平成30年7月28日、同年8月11日

キ くわのみ臨床心理相談室においては、トラウマ記憶の苦痛を低減することを
5 目的として、EMDR（眼球運動による脱感作と再処理法）やブレインスポッ
ティングという治療方法を用いて、臨床心理面接が行われた（乙F18）。

(7) 原告母の心身の状況等

ア 原告母は、平成29年2月26日、くわのみ臨床心理相談室において、動悸、
めまい等の症状を訴えたところ、適応障害が疑われるとして精神科の受診を勧
められた（乙F18）。

10 イ そこで、原告母は、平成29年3月13日、横浜市立大学附属病院の精神科
を受診し、原告子がいじめられたことや本件小学校の対応等について話したと
ころ、適応障害と診断され、不眠症治療薬を処方されたが、再診予定はキャン
セルし、受診しなかった（甲B23）。

15 ウ 原告母は、平成29年8月7日、東京医科歯科大学附属病院の精神科を受診
し、自身の症状を訴えたところ、「適応障害的な要因が強いが、不安に伴うパニ
ック症状を呈したり、抑うつ・意欲低下を慢性的に認めたり、不眠・体重減少も
著しいと考えられ、診断的にはうつ病で良いと考えられる。」などと判断され、
同月16日に再診を受け、同月30日に再診の予約をしたものの、同日以降同
病院を受診しなかった（甲B20）。

20 エ 原告母は、その他に、平成29年7月に帯状疱疹の治療のために皮膚科を（甲
B3、21）、平成29年11月及び平成30年5月にそれぞれ1回ずつ鍼灸院
を（甲B5、6）、平成31年2月から同年5月まで肩甲骨や心窩部痛の治療の
ために内科や整形外科を（甲B22）受診するなどした。また、原告母は、平成
29年8月から平成30年9月まで漢方薬を購入して服用した（甲B9の1な
25 いし8）。

2 事実認定の補足説明

(1) 前記1(2)アについて

原告子は、①平成28年4月にあすわクリニックを受診した際、いじめは平成27年12月後半から平成28年3月であると申告していること（甲B19）、②平成29年3月の本件調査会の調査で自分がいじめ又は喧嘩をやっていた方であったと説明していること（乙F37〔4頁〕）、③尋問でも被告子らとの対等な関係が失われたのは平成27年12月以降と供述していること（調書5、38、60頁、平成27年11月頃は殴られたら殴り返すみたいなことが自分の中でできるゆとりがあった旨も供述している。）、④平成27年12月に本件担任に提出した生活習慣アンケートで「お友達を殴らないようになりたい。」と記載していること（乙F43〔3頁〕、証人本件担任〔調書29頁〕）、⑤平成28年1月時点の新年の抱負として殴らないことを挙げていること（乙A14）に加え、子Cが平成27年11月時点で原告子から殴られた前提の発言をしていること（乙C5、6）、原告子が馬乗り遊びで当初は乗ったり乗られたりしていた旨の本件担任の証言〔調書4頁〕等も考慮の上、関係証拠によって、前記1(2)アのとおり認定した。

(2) 前記1(2)イ及び(3)について

ア 原告子と被告子らは、平成27年度は小学2年生であり、本件訴訟で尋問が実施された時点では長期間が経過していることから、記憶の減退、変容のおそれがある上（原告子については、例えば、前記1(2)エの風の損壊の件についての説明が変遷しているほか、子Bと子Cが原告子の弟に水筒で原告子を殴らせたという件も当初は子B又は子Bと子Cに羽交い絞めにされて殴られたという説明であったが（甲A3〔23頁〕、甲A5〔2頁〕）、尋問〔調書4、63頁〕では、原告子がしゃがみこんでいたら、弟から急に後ろから水筒で殴られたというように説明が変遷している。）、平成27年12月後半以降の原告子と被告子らとの関係性や両者間のやり取りについての主張や供述も対立していることからすれば、これに関する事実認定においては、まず、本件担任の供述を重視すべきである。もっとも、本件担任も本件訴訟の尋問時点においては、記憶の

減退が見られることから、より本件に近い時点の具体的な説明として、平成29年12月26日付けで自らに文責があると明示した上で作成した甲A4号証を重視して事実認定をすべきである（なお、甲A4号証に類似するものとして甲A8号証があるが、これは本件小学校の校長名（当時校長になっていた本件教頭の名）で対外的に提出した文書であることからすると、甲A4号証の方がより忠実に本件担任の事実認識が記載されていると考えられる。）。甲A4号証が信用できる理由は下記イのとおりである。

イ 甲A4号証等の信用性について

(ア) 前記1(4)エ、カのとおり、本件担任は、原告らからのいじめの訴えに対する説明を変遷させているため、一部の被告らは、本件担任が説明を変遷させているのは、原告父母や本件小学校の上長の教職員、教育委員会から厳しい責任追及を受けたことにより、これらの関係者の意見をくみ取るような説明を作出したものと考えられるため、変遷後の甲A4号証の説明は信用できないと主張する。

(イ) この点、本件担任は、上記説明の変遷の理由として、尋問及び自身の陳述書（乙F43）において、前記1(4)エの説明をした当時は、教員としての自信を喪失しており、被告子らの原告子に対する行為が遊びとしてはやや一方的で少し度が過ぎていると感じていたことは隠していた、それは原告子と被告子ら間の対等な関係性が崩れていることに気付きながら何も対応できていなかったという事実を自分自身受け止めることができず、他の教職員に正直な認識を伝えることができなかつたためである、その後、前記1(4)カの説明をするに至ったのは復職後の聞き取りにおいて他の教職員から事実関係や本件担任の対応について繰り返し問かけられるうちに、記憶に向き合い、事実関係について誠実に話をするようになり、自身が目撃していた行為はいじめであったと認識を改めるようになったためであるなどと供述している。この説明の変遷理由に関する供述は、それ自体として、特段不合理、不自然な

ものとはいえない。

5 (ウ) また、本件担任は尋問や陳述書(乙F43)において、調査の過程で、原告子や被告子らの言動については、記憶に従って説明しており、一方の肩を持って意図的に実際と異なる内容を報告したり、一方に不都合な事実を隠したことはない旨(乙F43)、記憶にないことと思い出して記憶にあることは区別して甲A4号証を作成しており、調査で何時間もかけて事実確認を求められたからといって面倒になって記憶にないことを認めたことはない旨を供述している(調書88頁。実際甲A4号証には、記憶がないことや知らなかったことはその旨記載されている。また、本件担任の復職後の調査の過程で
10 作成された乙F15にも記憶があることと記憶がないことが区別して記載されている。)

15 本件担任が陳述書(乙F43)を作成した令和5年3月6日及びその後の尋問の時点では、本件担任は市を退職してから相当期間が経過しており、原告らや被告親権者ら、被告子ら、本件小学校と利害関係を有しない立場にあり、虚偽の供述をする動機があることはうかがえない。

20 (エ) 本件担任は、平成31年3月に懲戒処分を受けて市を依願退職しているが、懲戒処分の理由は単に原告子に対するいじめに対応しなかったというだけでなく、問題が発覚した当初、いじめの認識がなかったと事実と異なる説明をしたことも含まれていた(証人本件担任〔調書13頁〕)。仮に当初の説明が真実であったのに、本件小学校の関係者等周囲の圧力によって本件担任の認識に反する変遷後の説明をすることを強要され、そうであるのに当初の説明が事実と異なる説明であることも理由として懲戒処分を受けたというのであれば、本件担任に対する懲戒処分の理由は一部不当なものということになる。もし、本件担任がそのような不当な扱いを受けたのであれば、本件担任が関係者と利害関係がなくなった時点において、調査過程の問題点を暴露しないとは考え難い。しかし、本件担任は、上記(ウ)のとおり供述し、尋問
25

でも、遊びとしてはやや一方的でちょっと度が過ぎているのではないかと感じていた旨を明確に供述し（調書35頁）、そのことを当初は隠していた旨の乙F43号証の記載は間違いではないと明確に供述している（調書75頁）。

5 (オ) もっとも、甲A4号証には、そこに記載された被告子らの原告子に対する行為を本件担任が見た当時、本件担任がそれらの行為を原告子に対するい
じめであったと認識していたが、見て見ぬふりをして対応しなかった旨が記
載されており、故意にいじめを放置したと受け取れる表現が用いられている。
しかしながら、本件担任は、陳述書（乙F43）及び尋問においては、故意に
10 いじめを見て見ぬふりをして放置したわけではなく、他の児童の対応に追わ
れ手が回らなかった、そのことは原告子から指摘されたとおり、原告子から
見て見ぬふりをしたと思われても仕方がない旨供述しており（調書6、23、
35頁）、この供述は自然であるから、これに反する甲A4号証の記載部分は、
本件担任の認識を忠実、厳密に反映したものではなく、原告子の指摘にも配
15 慮した、やや誇張的で本件担任の責任をより重くするような表現が用いられ
ているといえる。その意味で本件担任は、復職後の調査の過程で教職員から
振り返りの働き掛けを受け、自責の念にかられて上記の誇張的表現をせざる
を得ない心理状態に陥った可能性は否定できない。そうだとすると、これは
本件担任の認識と対応状況という本件担任自身に関する部分にすぎず、その
20 点において上記の誇張的表現がされているからといって、原告子と被告子ら
との関係性や被告子らの原告子に対する具体的な行為について、記憶に基づ
かない虚偽の説明がされているとは認められない（被告子らが原告子に対し
てした具体的な行為について、当初の曖昧な説明が具体的な説明に変遷した
ことも、当初は遊びとしてはやや一方的で少し度が過ぎていると感じていた
か等の自らの認識に関する説明を正しく改めたことに伴うものとして理解す
25 ることができるから、その変遷をもって、変遷後の説明が記憶に基づかない
虚偽のものであると直ちに推認することはできない。）。かえって、本件担任

が陳述書（乙F 4 3）及び尋問において、上記の誇張的表現は自らの認識に
合わない記載である旨明確に供述できていることは、その時点では自らの真
の認識に従って供述することに支障がないことを示すものであり、そうであ
るのに原告子と被告子らとの関係性や被告子らの原告子に対する具体的な行
為についての甲A 4号証の記載部分については修正をしていないこと（尋問
段階では具体的な記憶はないが、甲A 4号証に記載があるのであれば、その
とおりであるなどと供述している〔調書28頁〕。）は、これらの記載部分の
信用性を高める事情といえる。

（カ） 以上によれば、甲A 4号証の本件担任の説明及び本件担任の陳述書（乙
F 4 3）及び尋問における供述は信用できるというべきであり、前記1(2)イ
及び3)の事実を認定する重要な証拠となる

ウ 原告子の説明内容（甲A 1 2、甲B 1 9、乙F 1 1、1 2、3 7、原告子本
人）は、甲A 4号証の本件担任の説明に合致する部分も多く、被告子らの行為
を受けた際の気持ちや苦痛に関する説明は具体的であって、その後、不登校に
なり通院をした状況とも整合していることから、同部分は信用できることに加
え、本件担任が見ておらず甲A 4号証に記載のない出来事であっても同部分に
付随して自然な経過であると認められるか否かや当初の説明内容からの一貫性
（記憶の減退等を考慮すると当初の説明内容をより重視すべきである。）等を考
慮し、前記1(2)イ、ウ、オの事実を認定するに足る信用性があると判断した。

エ また、原告子及び被告子ら以外の本件クラスの児童（以下「他の児童」とい
う。）は、本件小学校の聞き取りに対し、馬乗りについて原告子が下になる頻度
が高まっていき、原告子が辛い、苦しい表情をしていたことや特に平成27年
12月以降、原告子が嫌がっていたにもかかわらず被告子ら数名から一方的に
乗られる、叩かれる、蹴られるなどの行為が続けられていたと説明しているこ
とが認められる（甲A 1〔13、17頁〕、甲A 3〔17、21頁〕の本件調査
会の認定理由。この聞き取り結果そのものは本件訴訟には提出されていないも

5 のの、本件小学校から本件調査会に提供されており（甲A1〔3頁〕、甲A3〔3頁〕）、本件調査会の認定理由からそのように認められる。）。聞き取り結果そのものの提出がないことは信用性を減殺する事情であるが、この点も本件担任の甲A4号証の説明及びこれと合致する原告子の説明の信用性を補強する一事情とはなり得る。

オ 前記1(2)イ、ウの認定に反する子Aの供述（乙A15、尋問）及び子Cの供述（乙C2、19、尋問）は、甲A4号証の本件担任の説明等の証拠に反すること等から採用することができない。

3 被告子らの共同不法行為の成否（争点1）

10 (1) 前記1の認定事実（以下、単に「認定事実」という。）(2)アのとおり、原告子と被告子らは、平成27年12月後半までは互いに叩いたり、うつ伏せの体の上に乗っかり合ったりするなどの関係にあり、そうした関係性の下では、その頃までの原告子及び被告子らの相手方に対する行為は、ふざけ合いや遊びの一環と見られるものであって、多少の行き過ぎにより、一方の子がある程度の精神的苦痛を感じたとしても、社会通念上違法なものとは評価できず、不法行為を構成するものとはいえない。

15 (2) しかしながら、認定事実(2)イによれば、平成27年12月後半以降、原告子と被告子らの関係は、被告子らが単独で又は複数名で、原告子の体の上に乗る、叩く、蹴る、髪を引っ張る、あだ名等を言うなどして一方的に原告子を攻撃することが繰り返されるようになり、原告子はやり返すことができない状態になっており、上記(1)の対等な関係から攻撃する側と攻撃される側が固定化した一方的な関係に変容している。そして、そのような関係性の中で、被告子らが原告子に対して行った認定事実(2)イ、ウ、オの行為は、その行為態様、反復性、原告子に多大な精神的苦痛を与えたこと（前記2(2)ウのとおり被告子らの行為により受けた苦痛
20 に関する原告子の説明内容は信用できる。）等を考慮すれば、小学2年生の児童の間で行われた一種のじゃれあい、いたずら、遊びの範疇の行為にとどまるものと
25

評価することはできず、社会通念上違法であって、不法行為を構成するというべきである。小学2年生の児童は、人格的に未成熟な段階にあり、相手方の心情に対する配慮が足りない発言や行動に及んでしまうことはあり得るところであるが、被告子らが遊びのつもりで上記行為に及んでいたとしても、上記判断を左右するものではない。

また、被告子らの上記各行為は常に5名共同でされたものではないが、主に本件小学校内の教室や廊下で単独又は複数名で繰り返し行われたものであるから、被告子らはそれぞれ、原告子が他の被告子からも同様の行為を受けていることを認識し、または認識し得る状況の下で自らも上記行為に及んだものであり、かつ、こうした被告子らの一連の行為が継続的、累積的に原告子に苦痛を与え、損害を発生させたといえることからすれば、被告子らの各行為は、数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたものとして、原告子に対する共同不法行為に該当するというべきである（以下、共同不法行為に該当する被告子らの各行為を「本件いじめ行為」という。）。

(3) なお、被告Bは、平成28年3月27日に原告らの自宅を訪問し、原告らに対し、謝罪をしたことにより、違法性が事後的に消失したとも主張するが、子Bが行った行為の違法性を事後的に消失させ、原告らの損害賠償請求権の行使を否定するような合意ないし宥恕が原告らと被告Bや子Bの間に成立したことを認めるに足りる証拠はなく、被告Bの上記主張は理由がない。

4 被告親権者らの監督義務違反の成否（争点2）

被告子らは、本件当時、いずれも小学2年生の児童であって、原告子に対する本件いじめ行為について、「自己の行為の責任を弁識するに足りる知能」（民法712条）を備えていなかったから、被告子らを監督する法定の義務を負う被告親権者らは、その義務を怠らなかつたこと等を立証できない限り、損害賠償責任を免れない。

被告親権者らは、通常のしつけを行ってきたことや、学校における被告子らの言動について学校から連絡を受けておらず監督責任を果たすべき予見可能性がなかつ

たことを主張するが、上記のとおり、被告子らは原告子に対して、身体的な暴力を含む本件いじめ行為を行ったものであるところ、被告親権者らにおいて、被告子らに対して原告子に対するこれらの行為に及ばないよう監督すべき義務を怠らなかつたと認めるに足りる的確な証拠はない。

5 よって、被告親権者らは、被告子らによる本件いじめ行為について責任を負い、これにより原告らに生じた損害を賠償すべき責任を負う。

5 被告市の国家賠償法1条1項の責任の有無（争点3）

(1) 認定事実(3)によれば、本件担任は、認定事実(2)イの状況を見かけることも多く、遊びとしてはやや一方的で少し度が過ぎていると思っていたにもかかわらず、い
10 じめであるとまで認識せず、他の児童の対応に追われて被告子らの原告子に対する行為につき、被告子らに対する注意を十分に行わず、また、管理職等との情報共有や原告父母及び被告親権者らへの連絡もしなかったことが認められる。本件担任は、客観的には不法行為と評価される被告子らの原告子に対する行為の相当部分を目撃したのであるから、これをいじめの兆候として捉え、原告子及び被告
15 子ら等から事実確認をして事態を正しく把握し、被告子らに対して的確で十分な指導を行う、管理職等に報告し、学校全体で組織的な対応を求める、原告父母及び被告親権者らに連絡し、家庭でも必要な対応、指導を促すなどの対応をする職務上の注意義務があったというべきであり、本件担任がこの義務に違背した結果、被告子らの原告子に対する本件いじめ行為が平成28年3月中旬まで継続すること
20 を防止することができなかつたものと認められる。

(2) 本件担任の説明が変遷したこと（認定事実(4)エ、カ）については、本件いじめ行為があった当時の担任の認識（認定事実(3)）や説明が変遷した経緯（前記2(2)イ（イ）の説明のとおりと認められる。）からすると、本件担任は、本件いじめ行為があった当時からこれをいじめであると認識していたのに原告らからいじめの申告
25 があった後の調査において、故意にいじめはなかったと嘘をついたとは認められず、調査の過程で他の教職員から繰り返し問いかけを受けていじめであったと認

識を改めて説明を変遷させたものである。また、本件担任が調査の過程で意図的に教務必携を廃棄したと説明している点についても、それに何が記載されていて何を隠そうとしたかの説明が変遷している上（乙F 1 3、1 6）、尋問では年度が終了したから廃棄した旨供述している部分もあり（調書4 4 頁）、いじめの認識に関する説明の変遷の経緯（上記のものに加え、前記2(2)イ(オ)の誇張的表現の点）も踏まえると、本件担任が事実関係を隠蔽する目的で教務必携を廃棄したとまで認定できない。このような事情からすると、本件担任の当初の説明は、適切ではなかったものの、それ自体が上記のいじめ防止のための職務上の注意義務違反とは別個に独立して原告らに対する職務上の注意義務（原告らという誠実義務）に
5
10 違反する行為とはいえない。

(3) 以上によれば、原告らが国家賠償法1条1項の根拠として主張するその余の事情について判断するまでもなく（その余の事情は、本件担任の上記対応を原因として認められる国家賠償法1条1項による賠償責任の損害範囲を超える別個の損害の発生を基礎付けるものとは認め難いので判断の必要がない。）、被告市は上記
15 (1)の義務違反を理由として、国家賠償法1条1項に基づき、原告らが被った損害について賠償責任を負う。

6 原告子の精神障害の発症の有無（争点4）

(1) 原告らは、被告らの各不法行為により原告子がPTSDないし複雑性PTSDに
20 になり患した旨主張する。そして、その根拠として、あすわクリニックの医師作成の平成28年4月26日付け診断書（甲B1）を挙げる。

しかし、上記診断書は、あすわクリニックにおける診療を開始してから3日後に作成されたものであり、その間に原告子に対して、PTSDの診断基準に基づくテスト等を行ったこともうかがえず（甲B19）、これを直ちに採用することは
25 できない。

このことに加え、PTSDの診断基準としては、DSM-5においては、「実際にまたは危うく死ぬ、重傷を負う、性的暴力を受ける出来事への・・・（心的外傷

的出来事を直接経験するなどの形による)・・・曝露」を要するとされ(乙F 39)、
ICD-10においては、「ほとんど誰にでも大きな苦悩を引き起こすような、例
外的に著しく脅威を与えたり破局的な性質をもった、ストレス性の出来事あるい
は状況(短期間もしくは長期間持続するもの)に対する遅延したおよび/または
5 遷延した反応として生ずる(すわなち、自然災害または人工災害、激しい事故、他
人の変死の目撃、あるいは拷問、テロリズム、強姦あるいは他の犯罪の犠牲にな
ること)」ことを要するとされている(乙F 38)。

認定事実(2)の本件いじめ行為の状況に照らすと、それが上記各診断基準を満た
すような行為であったとまでは評価できない。

10 これに対し、原告らは、ICD-11において新たに規定された複雑性PTSD
の診断基準の中では、ストレス要因として逃げるのが困難な、驚異的な出来
事に連続的にさらされることが挙げられており、原告子が受けたいじめの内容及
びその後の原告子の状況からすると、原告子が複雑性PTSDの診断基準を満た
しているとして、原告子が複雑性PTSDにり患していた旨主張する。

15 しかし、ICD-11における複雑性PTSDと認められるには、PTSDの
場合と同様に、出来事が生命の危険、脅威等をもたらすことが必要である旨の診
断基準を満たしている必要があるところ(乙F 47、48)、上記のとおり、本件
ではそれを満たしていないから、原告子が複雑性PTSDにり患していたと認め
ることもできない。

20 (2) 上記のとおり、原告子がPTSDないし複雑性PTSDにり患していたとは認
められないものの、原告子は、平成28年4月から平成30年の2学期に転校す
るまで、約2年半にわたり、不登校であった(認定事実(4)ウ)。そして、その間、
原告子には、気絶する・おなかが痛くなる・狂暴になる・吐き気がする・悪夢を見
る・下痢や血便が出るといった症状が生じた(認定事実(6)エ)。また、本件いじめ
25 行為の話をするとう鼻水が出るという症状も見受けられた(乙F 37)。本件いじめ
行為の態様、反復性、原告子に多大な精神的苦痛を与えたことからすれば、本件

いじめ行為を原因として、原告子が不登校になった上、精神的な症状が生じ、日常生活に多大な支障をきたしていたと認められるから、被告らはこれによる損害を賠償する責任がある。

5 なお、原告子が殊更に、被告子Aに接触をしたために原告子の精神的症状が悪化したなどと認めるに足りる証拠はなく、上記のとおり、原告子の精神的症状が生じたことによる損害は本件いじめ行為と相当因果関係がある。

7 原告らに生じた損害の有無及びその額（争点5）

認定事実並びに後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、被告らが賠償責任を負うべき、原告らに生じた損害は以下のとおりであると認められる。

10 (1) 原告子について

ア 慰謝料 250万円

平成27年12月後半から約3か月間に渡って、複数人による身体に対する加害行為を含むいじめが繰り返されていたという本件いじめ行為の態様（認定事実(2)イ、ウ、オ）、原告子が約2年半の間不登校となり長期間教育機会が失われたこと（認定事実(4)ウ）、その間原告子には気絶する、眠れない、悪夢を見るといった日常生活に多大な支障をきたすような症状が生じており（認定事実(6)エ）、原告子が受けた精神的苦痛は相当程度に大きいものであったと認められること（前記3(2)）、小学2年生という成長過程にある子に将来与える影響は大きいと考えられること等本件における一切の事情を考慮すると、本件いじめ行為によって被った原告子の精神的苦痛に対する慰謝料は250万円が相当である。

15

20

子B、子Bの父及び被告Bが原告らに謝罪したからといって、原告子に生じた精神的苦痛が被告Bによる金銭賠償を要しない程度のものであるとはいえない。

イ 弁護士費用 25万円

25 本件事案の性質、請求額、認容額等の諸事情を考慮すると、被告らに負担させるべき原告子に係る弁護士費用は、25万円と認めるのが相当である。

ウ 小計 275万円

(2) 原告父について

ア 原告子の治療費、カウンセリング費用等 31万6150円

原告子のあすわクリニック及びくわのみ臨床心理相談室への通院、通所状況、
5 症状の経過等（認定事実(6)）に加え、証拠（甲A9、甲B19、乙F18、原告
子本人、原告父本人）及び弁論の全趣旨によれば、原告子があすわクリニック
及びくわのみ臨床心理相談室に通院、通所したのは原告子の精神的症状に対す
る治療として一定の効果があったというべきであるから、原告父がそのために
平成30年10月までに支出した原告子の治療費及びカウンセリング費用合計
10 31万6150円（別紙4の損害一覧表①、金額はそこに記載の証拠による。）
は相当因果関係が認められる。あすわクリニックが専門医でないこと（原告父
本人）は、上記判断を左右しない。

イ 原告母の治療費等 0円

原告子が本件いじめ行為を受けて不登校になり治療を要したこと等により原
15 告母に心労があったことは否定できないものの、認定事実(7)の通院等に要した
治療費等（損害一覧表①中原告母の治療である旨の記載があるもの）が通常生
ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとまではいえな
いから、相当因果関係が認められない。

ウ 原告子の学費等 0円

原告子が、本件いじめ行為により転校せざるを得なかったとしても、原告子
20 は他の公立小学校に転校することもできたのであり、私立小学校に転校する必
要性までは認められない。そうすると、公立小学校への転校に際しても必要と
なると認められる費用のみが、本件いじめ行為と相当因果関係を有する損害と
認められる。そして、原告が主張する原告子に係る学費等が公立小学校への転
25 校に際しても必要となると認めるに足りる証拠はなく、原告子の学費等が通常
生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとまではいえ

ないから、相当因果関係が認められない。

エ 原告子の弟らの学費等 0円

原告父は、二男が子B及び子Cから、「水筒で原告子を殴れ。」などと言われて追いつまされ、原告子を殴らされるなど原告子に対するいじめに関与させられたことがあり、二男や三男が本件小学校に通学すれば被告子らによるいじめに巻き込まれるおそれがあったため、私立小学校に通学させざるを得なかったと主張する。

しかし、上記の子B、子Cから命令された弟に水筒で殴られたという件に関する原告子の説明は変遷しており（前記2(2)ア）、事実関係は定かではない上、その時期は平成27年5月から同年7月までの間のことであって、一方的な加害行為として不法行為を構成するものとは評価できない時期のものである。そうすると、仮に原告父が主張するような出来事があったとしても、二男や三男を私立小学校に通学させるための費用が通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとまではいえないから、相当因果関係が認められない。

オ 慰謝料 0円

原告子が本件いじめ行為を受けて不登校になり治療を要したこと等により原告父に心労があったことは否定できないものの、本件における一切の事情を考慮しても、原告父の固有の慰謝料請求は認められないというべきである（前記5(2)のとおり、原告父が主張する保護者に対する誠実義務違反によって被告市が原告父に対して直接に国家賠償法1条1項の損害賠償責任を負うとはいえない。）。)

カ 防犯、PTSD軽減措置関連費用 0円

本件いじめ行為の結果として上記費用を支出するのが必要、相当であることを基礎付ける事情を認めるに足りる証拠はなく、通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認

められない。

キ いじめ関連行事参加費用 0円

原告父は、原告父母は原告子への対応等について考えるために全国で行われたいじめに関するイベントに参加するようになり、参加費用の負担を余儀なくされたと主張する。

この点、原告子が本件いじめ行為を受けて不登校となっていることから、親権者として対応を考えるためにそのようなイベントに参加したことは理解できるが、通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

ク 車両購入費用 0円

原告父は、原告子の治療のためには、あすわクリニック（福井県）とくわのみ臨床心理相談室（栃木県）に通わせる必要があったため、フルフラットシート対応の車両に買い替える必要があったとして、車両購入費用の約3割に当たる額が損害として認められると主張する。

しかし、原告ら宅に近い場所での原告子の治療が不可能であったことを認めるに足りる証拠はなく、福井県ないし栃木県に通うための車両購入費用が通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

ケ 第三者委員会報告書に対する意見書作成に係る弁護士費用 0円

原告父は、第三者委員会（本件調査会）作成の報告書に対する意見書の作成を弁護士に依頼し、その費用の負担を余儀なくされたと主張する。

しかし、このような費用が本件いじめ行為から通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

コ 資料作成関係費用 0円

原告父は、本件に関する事実を明らかにするために、第三者委員会（本件調

査会) や教育委員会、弁護士に提出するための資料の作成に関して、文具等の購入費用や資料の送付費用の負担を強いられたと主張する。

しかし、このような費用が本件いじめ行為から通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

5
5 サ 新聞購入費用 0円

原告父は、本件について取り上げた新聞を購入するために費用を支出したと主張する。

しかし、このような費用が本件いじめ行為から通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

10 シ コピー代金等 0円

原告父は、平成30年8月1日、茅ヶ崎市に対して情報開示請求し、原告らと本件小学校とのやり取りに関する資料の開示を受けたため、開示された資料のコピー代金及び請求時の提出資料として必要な住民票謄本の発行費用を負担したと主張する。

しかし、その時期に取得した資料がどのような点において本件請求の認容に寄与したかは不明であり、このような費用が本件いじめ行為から通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。

20 ス 交通費、宿泊費等 2万円

あすわクリニック及びくわのみ臨床心理相談室への通院、通所のための交通費については、原告ら宅に近い場所での原告子の治療が不可能であったことを認めるに足りる証拠はなく、福井県ないし栃木県に通うための交通費が通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえないから、相当因果関係が認められない。もっとも、原告子の通院状況等を踏まえ、原

5 告ら宅に近い場所に通院したとしても要するであろう通院交通費として2万円を認めるのが相当である。原告父が請求するその余の交通費、宿泊費、パーキング代については、通常生ずべき損害である、または被告らが予見可能な特別損害であるとはいえない（その後も相当因果関係が認められない原告母の治療やいじめ関連行事参加に関連するもの、本件いじめを契機として支出することになったとはいえても被告らに負担させるのが相当とはいえないもの等である。）。

セ 損益相殺 －4万3000円

10 被告市は、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「振興センター」という。）との間で学校の管理下における児童等の災害について災害共済給付契約（振興センターが災害共済給付を行ったときは、学校の設置者たる被告市は、その価額の限度で損害賠償責任を免れる旨の特約付き）を締結している。振興センターは、同契約に基づき令和2年10月頃、原告父に対し、本件についての原告子に係る医療費として、平成28年4月分から平成30年5月分までの療

15 養に要する費用及び療養に伴って要する費用合計4万3000円の災害共済給付をした。（乙F40ないし42）

この給付は損益相殺の対象となり（独立行政法人日本スポーツ振興センター法31条1項参照）、原告父が被った損害のうち原告子の治療費に充当される。

ソ 過失相殺 0円

20 原告父母は、平成28年3月19日まで原告子から本件いじめ行為を受けていることを聞いておらず、本件小学校からもこれに関する情報提供はなかった。そのような状況下で、原告父母においてこれに気付かなかったことを原告父母の過失と評価すべき具体的事情を認めるに足りる証拠はないから、過失相殺をすべきではない。

25 タ 小計 29万3150円

チ 弁護士費用 2万9000円

本件事案の性質、請求額、認容額等の諸事情を考慮すると、被告らに負担させるべき原告父に係る弁護士費用は、2万9000円と認めるのが相当である。

ツ 合計 32万2150円

(3) 原告母について

5 ア 慰謝料 0円

前記のとおり、原告子が本件いじめ行為を受けて不登校になり治療を要したこと等により原告母に心労があったことは否定できないものの、本件における一切の事情を考慮しても、原告母の固有の慰謝料請求は認められないというべきである（上記(2)イのとおり、原告母が治療等を要する状態になったことについて、相当因果関係が認められない。また、前記5(2)のとおり、原告母が主張する保護者に対する誠実義務違反によって被告市が原告母に対して直接に国家賠償法1条1項の損害賠償責任を負うとはいえない。）。
10

イ 弁護士費用 0円

上記のとおり、原告母の損害として慰謝料は認められないから、弁護士費用についても認められない。
15

ウ 小計 0円

(4) なお、被告Dは、被告Dが十分な社会的制裁を受けたことにより、損害の公平な分担の観点から、被告Dはもはや損害賠償責任を負わないと主張するが、独自の見解であって理由がない。

20 8 消滅時効の成否（争点6）

民法724条にいう「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、それが可能な程度にこれらを知った時を意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和45年（オ）第628号同48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）。

25 認定事実(6)の原告子の精神的な症状、通院状況によれば、原告らが本件訴えを提起した令和元年10月11日の3年前の平成28年10月時点では、原告子の精神

的な症状は軽快しておらず、治療の継続が必要な状態であったから、原告らにおいて、賠償請求が事実上可能な程度に具体的に損害を知ったとはいえない。よって、本件訴えを提起した令和元年10月11日の時点では、消滅時効が完成していたということとはできない。

5 9 結論

以上によれば、原告らの請求は、被告らに対し、原告子につき、連帯して275万円、原告父につき連帯して32万2150円及びこれらに対する令和元年11月9日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれらを認容し、原告子及び原告父のその余の請求並びに原告母の請求は、いずれ
10 も理由がないからこれらを棄却することとして、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第9民事部

裁判長裁判官 藤 澤 孝 彦

15

裁判官 小 池 将 和

20

裁判官 南 晴 鞠 子